

📖 制度の概要

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援する制度です。新規就農者に対する経営発展のための機械・施設等の導入を都道府県と連携して**親元就農も含めて支援**します。

農業経営を開始して5年後までに農業で生計が成り立つ計画であることが求められ、**金融機関からの融資確保**が申請要件となっています。機械・施設等の導入により経営発展を図る意欲的な新規就農者を対象とした実践的な支援制度です。

🔧 支援内容

☐ 通常枠

機械・施設等の導入による経営発展を支援

最大1,000万円

補助率：3/4以内

☐ 経営開始資金交付対象者

経営開始資金の交付を受けている場合

最大500万円

補助率：3/4以内

👤 対象となる取組

- ☐ 機械・施設等の取得、改良またはリース
- ☐ 家畜の導入（経営発展に必要な家畜）
- ☐ 果樹・茶の新植・改植（収益向上目的）
- ☐ 農地等の造成、改良または復旧作業
- ☐ 事業費50万円以上の取組が対象

※法定耐用年数5年以上20年以下の機械・施設等が原則対象となります。

👥 対象者

- ☐ **50歳未満**の独立・自営就農者
- ☐ 青年等就農計画の認定を受けている者
- ☐ 地域計画に位置付けられている者
- ☐ 金融機関から融資を受けることができる者
- ☐ 経営の全部または一部を継承する場合も対象

💡 採択率向上のポイント

- ☐ **青年等就農計画**：認定取得が前提条件
- ☐ **地域との連携**：**地域計画への位置付け**が重要
- ☐ **資金調達力**：金融機関からの融資確保が必須
- ☐ **事業規模**：50万円以上の計画的な投資
- ☐ **経営発展性**：5年後の所得目標明確化

📊 戦略的分析

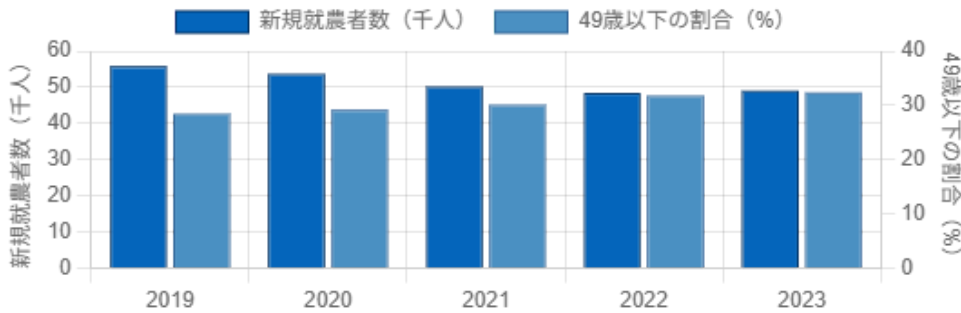
【申請のタイミング戦略】

- ☐ **随時受付**により計画的な申請が可能
- ☐ 就農開始時期に合わせた**機械導入**が効果的
- ☐ 青年等就農計画認定後の速やかな申請推奨

【資金調達の複合戦略】

- ☐ **補助率3/4**で自己負担を大幅軽減
- ☐ 金融機関融資と組み合わせた**資金計画**
- ☐ 親元就農でも活用可能な柔軟性がメリット

📈 新規就農者数の推移



新規就農者数（2019-2023年）：毎年5万人前後で推移

平均年齢：約45歳（50歳未満が対象の理由）

🌱 導入機械・施設の事例

営農類型	主な導入事例
稲作	トラクター、田植機、コンバイン
野菜	ハウス施設、選別機、冷蔵庫
果樹	防除機、選果機、貯蔵施設
畜産	畜舎、搾乳機、飼料調製機
複合経営	加工施設、直売所、農機具庫

👨‍🔬 専門家活用のススメ

- ☐ **普及指導センター**：計画作成時の技術指導
- ☐ **農業会議所**：青年等就農計画認定支援
- ☐ **金融機関**：融資相談と資金計画策定
- ☐ **農協・森組**：地域との連携調整支援

📁 必要書類とチェックポイント

*このレポートは生成AIにて作成されています【2025/09/08作成】

提出書類	チェックポイント
青年等就農計画	☐ 認定済み であることが前提 ☐ 5年後の所得目標が明確
経営発展支援事業申請追加資料	☐ 成果目標の具体的設定 ☐ 収支計画 の妥当性確認
農地・機械施設関係書類	☐ 農地の所有権・利用権証明 ☐ 主要機械の所有・借用証明
融資関係書類	☐ 金融機関からの 融資確約 ☐ 資金計画との整合性確認

📅 申請スケジュール

- 事前準備期間**
青年等就農計画の認定取得に1〜2か月程度。金融機関との融資相談も並行して実施。
- 申請受付随時受付**
市町村へ経営発展支援事業計画等を提出。
※事前に普及指導センター等に相談必須。
- 審査期間**
市町村→都道府県→国の順で審査
- 交付決定**
審査完了後、交付決定通知
- 事業実施**
交付決定後に事業開始。
完了後は実績報告と毎年の就農状況報告が必要

⚠️ 補足事項

- ☐ 経営開始資金等の他制度との重複受給は不可
- ☐ 夫婦共同経営の場合は上限額が1.5倍に拡大

❓ 問い合わせ

制度詳細	https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/hatten.html
東北地域	東北農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL：022-221-6217
関東地域	関東農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL：048-740-0392
その他地域	※各農政局の経営支援課へお問い合わせください。